

# 千葉市では、新婚・子育て世帯の市内転入を応援します！

## ①結婚新生活支援事業

結婚を機に千葉市へ転入される  
若い世帯を応援します！

新婚世帯に対し、婚姻に伴う  
住居費及び引越し費用の一部を  
助成します。



## ②三世代同居・近居支援事業

市内に居住する親世帯と  
これから同居・近居を行う  
子育て世帯を応援します！

三世代家族の同居などに  
必要な費用の一部を助成します。



### 主な要件

- ② 婚姻時に夫婦双方の年齢が **34歳以下**
  - ②令和元年（2019年）分の夫婦の合計所得が **340万円未満**
  - ③ 令和2年1月1日から令和3年2月26日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
  - ④夫婦の双方又はいずれかが、婚姻を機に千葉市外から千葉市内へ転入し、市内に今後2年以上居住する方
  - ⑤入居対象となる住宅が、新耐震基準に適合し、専有面積 **30m<sup>2</sup>以上**
- ※このほかにも要件がありますので、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせ下さい。

### 助成内容

- ア.持家の場合：住宅の新築・改築・増築・購入に要する費用
  - イ.借家の場合：賃貸借契約に要する費用（礼金、仲介手数料）
  - ウ.上記共通：転居に係る引越し費用
- 「アまたはイ」とウの合計額の**2分の1**と助成限度額**50万円**を比較して低い額を助成します。
- ※ただし、アについて市内業者と契約して施工等を行った場合は、助成限度額が**100万円**となります。
- ア・イの助成を受けた方で、市外から子世帯が転入した場合は2・3年目の助成として、固定資産税・都市計画税または年間の家賃相当額を**15万円**を上限に助成します。

### 申込期限

住宅の新築・改築・増築に要する費用⇒建築工事の着手前まで  
住宅の購入・賃貸借契約に要する費用⇒契約締結の前まで  
転居に要する引っ越し費用⇒転居の前まで

助成を受けるには、申込期限までに申出書の提出が必要です。高齢福祉課まで必ず事前にお問い合わせください。

### 主な要件

- ② 婚姻時に夫婦双方の年齢が **34歳以下**
  - ②令和元年（2019年）分の夫婦の合計所得が **340万円未満**
  - ③ 令和2年1月1日から令和3年2月26日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
  - ④夫婦の双方又はいずれかが、婚姻を機に千葉市外から千葉市内へ転入し、市内に今後2年以上居住する方
  - ⑤入居対象となる住宅が、新耐震基準に適合し、専有面積 **30m<sup>2</sup>以上**
- ※このほかにも要件がありますので、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせ下さい。

### 助成内容

- 令和2年1月1日～令和3年2月26日までに支払った、  
住居費と引越し費用の合計額で、  
**1世帯あたり30万円を上限**とします。
- 住居費：住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金、  
共益費、仲介手数料
  - 引越し費用：引越し業者又は運送業者へ支払った費用

### 申請期間

令和2年6月1日（月）  
～令和3年2月26日（金）

※ただし、予算額（予定件数30件）に達した時点で  
申請の受付を終了します。  
※三世代同居等支援事業との重複申請はできません。

＜申請先・問い合わせ先＞  
都市局建築部 住宅政策課  
電話 043-245-5809  
メール jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

### 主な要件

- ①離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする  
三世代の家族が、これから市内で同居または近居  
(直線で1km以内)する
- ※すでに同居または近隣に居住している場合は、対象となりません
- ②親が**65歳以上**で1年以上千葉市に居住している方
  - ③孫は**18歳**に達する日以後の最初の3月31日を迎えていないなど
- ※このほかにも要件がありますので、必ず事前に高齢福祉課までお問い合わせ下さい。

### 助成内容

- ア.持家の場合：住宅の新築・改築・増築・購入に要する費用
  - イ.借家の場合：賃貸借契約に要する費用（礼金、仲介手数料）
  - ウ.上記共通：転居に係る引越し費用
- 「アまたはイ」とウの合計額の**2分の1**と助成限度額**50万円**を比較して低い額を助成します。
- ※ただし、アについて市内業者と契約して施工等を行った場合は、助成限度額が**100万円**となります。
- ア・イの助成を受けた方で、市外から子世帯が転入した場合は2・3年目の助成として、固定資産税・都市計画税または年間の家賃相当額を**15万円**を上限に助成します。

### 申込期限

住宅の新築・改築・増築に要する費用⇒建築工事の着手前まで  
住宅の購入・賃貸借契約に要する費用⇒契約締結の前まで  
転居に要する引っ越し費用⇒転居の前まで

助成を受けるには、申込期限までに申出書の提出が必要です。高齢福祉課まで必ず事前にお問い合わせください。

＜申請先・問い合わせ先＞  
保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課  
電話 043-245-5166  
メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp

千葉市結婚新生活

検索

千葉市三世代同居

検索

～お住まいをお探しの方は「すまいのコンシェルジュ」まで～ 電話：043-245-5690